

土地住宅税制・政策に関する重点要望事項

1. 土地の固定資産税に係る課税標準の据え置き措置および各種税制特例措置の適用期限の延長

○来年度控えている固定資産税の評価替えの基準は本年1月1日時点の地価であり、コロナ不況下での価格が反映されない。コロナ禍で企業の業績が悪化しているなかでの税負担増は経済回復への大きなあしかせとなることから、従来の負担調整措置の延長に加え、当面の間、課税標準の据え置きをお願いしたい。

○また、その他の各種税制特例措置についても適用期限の延長をお願いしたい。

<適用期限切れとなる主な特例>

- (1) 住宅ローン控除の控除期間を10年から13年に延長する措置
- (2) 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置
- (3) 買取再販の減額措置をはじめとする不動産取得税の各種税制特例 等

2. デジタル化推進を踏まえた不動産取引における書面の電子化およびコロナ対策のための各種給付制度の確実な実施

○政府が進める各種行政手続きや契約等のデジタル化を踏まえ、不動産取引における各種書面の電子化等、宅地建物取引業法をはじめとする関連法令の整備を行うこと

○コロナ禍にあって、中小事業者の経営環境や低所得者等の生活改善は先が見通せない状況にある。先の補正予算で創設していただいた、テナントに対する家賃支援給付金等の迅速な給付を図ること

3. 銀行の不動産仲介業参入および保有不動産の賃貸自由化の断固阻止

- 銀行に不動産仲介業を認めれば、銀行は債権者という強い立場を利用して、自己の債権回収や仲介料収入を目的とした取引を自由に行うことができるようになる。これは銀行の健全性の観点からも由々しきことである。
- 高い知名度と豊富な情報量を有する銀行が不動産仲介業や賃貸業に参入すれば、業界の 8 割を占める地場の中小宅建業者にとって死活問題となる。地方の経済や雇用を脅かすことにもなり、絶対に受け入れられない。
- 仮にこれらの議論が再浮上した場合には、断固阻止していただきたい。